

らいとケア鶴田訪問看護ステーション
重要事項説明書・契約書
(介護保険／医療保険)

【目次】

第1 重要事項説明書

1. 事業者の概要
2. 利用事業所の概要
3. 事業の目的と運営の方針
4. 提供するサービスの内容
5. 営業日
6. 事業所の職員体制
7. 利用料
8. 緊急時における対応方法
9. 利用者からの緊急時連絡方法
10. 非常災害対策
11. 事故発生時の対応
12. 情報共有システム(MCS)の利用について
13. 秘密の保持と個人情報の保護について
14. 苦情相談窓口
15. 虐待防止について
16. 身体拘束の禁止
17. 職員の研修
18. 第三者評価の実施状況

第2 訪問看護料金表

第3 訪問看護サービス利用契約書

第4 署名欄

第1 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社らいとケア
主たる事務所の所在地	〒320-0851 宇都宮市鶴田町 231-20
代表者(職名・氏名)	代表取締役 小口 忠史
設立年月日	平成22年10月1日
電話番号	028-649-0067

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	らいとケア鶴田訪問看護ステーション		
サービスの種類	訪問看護 / 介護予防訪問看護 / 医療訪問看護		
事業所の所在地	〒320-0851 宇都宮市鶴田町 231-20		
電話番号	028-680-5874		
指定年月日・事業所番号	介護保険サービス		
	訪問看護	令和7年1月1日	0960190999
	介護予防訪問看護	令和7年1月1日	0960190999
	医療保険サービス		
管理者	麦倉 智子		
通常の事業の実施地域	宇都宮市内全域		

当法人のあわせて実施する事業	
サービスの種類	事業所名
居宅介護支援	らいとケア上戸祭 居宅介護支援事業所
訪問介護	らいとケア上戸祭 訪問介護事業所 / 第1号訪問事業
	らいとケア鶴田 訪問介護事業所 / 第1号訪問事業
サービス付き高齢者向け住宅	とちのき上戸祭
	とちのき鶴田

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた対象者に対し、事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅へ訪問し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、適切なサービスの提供に努めます。 また、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

医師の指示に基づき、以下のサービスを実施します。

- (1) 病状・障害の観察と看護、療養生活の相談や介護予防支援
- (2) 服薬管理
- (3) 食事・水分・栄養摂取の管理、排泄ケア
- (4) 清拭・洗髪・入浴介助、陰部洗浄など清潔の看護
- (5) 褥瘡(床ずれ)や創の処置、及び予防
- (6) リハビリテーション
- (7) 医療機器操作援助・管理
- (8) 認知症や精神障害者の看護
- (9) カテーテル等の管理
- (10) ターミナル期の看護
- (11) その他医師の指示による診療の補助業務

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。 24時間対応を希望される方は、別途利用料金が発生いたします。

6. 事業所の職員体制 (令和7年1月1日現在)

職 種	従事する職種、業務	人 員
管 理 者	管理業務	1名(常勤看護師)*訪問看護員兼務

サービス提供者	訪問看護師	11名(常勤1名、非常勤10名)
事務担当職員	請求補助、電話対応 等	1名(非常勤1名)

7. 利用料 (詳細は P.8～P.14 の料金表をご参照ください)

介護保険 お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割から3割です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

医療保険 お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割から3割です。

※当日のキャンセルは、その日予定されていたサービスの利用分全額をご負担いただく場合がございます。状況によりましてご相談ください。

支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたします。

支払方法	支払い要件等
口座引落	指定された口座の引落とし手続き完了後より、サービスを利用した月の翌月20日以降に請求書を発送し27日(祝休日の場合は翌営業日)に、引き落とします。

8. 緊急時における対応方法

- ①緊急時における対応方法を主治医、利用者と確認をして訪問看護を開始いたします。
- ②訪問看護職員等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- ③主治医への連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講じます。
- ④訪問看護職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告するものとします。

9. 利用者からの緊急時連絡方法

	時 間	電話番号
全利用者	営業時間 内 (平日9:00～18:00)	028-680-5874
24時間緊急時対応 体制契約利用者	営業時間 外 (早朝、深夜、土・日・祝日)	①028-680-5874 ②028-680-5871

【ご留意事項】

※緊急時以外の連絡は、事業所(028-680-5874)にお電話ください。

営業時間内はスタッフが対応いたします。時間外は別の併設事業所の職員に伝言をお願いします。

※24時間緊急時対応体制の契約をされていない方が、緊急時に連絡を希望された場合、その月より契約(利用料金)が発生いたします。

10. 非常災害対策

- ① 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために定期的な研修及び訓練を行うものとします。
- ② 前日に気象災害・水害・地震など重大な災害が起こる恐れのある特別警報が発令されていた場合、また道路状況等により訪問が困難になる恐れのある場合は、休業やサービスの時間、日程の変更についての連絡をすることがございます。ただし緊急時の対応は随時いたします。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険会社株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	①事業者の業務の遂行中、または遂行の結果(飲食物の提供を含む)に起因する対人・対物事故。 ②名誉毀損、秘密漏洩等による損害。 ③他人から借用した財物の損害。 ④看護サービス利用者から支給された財物の損害。

12. 情報共有システム（MCS）の利用について

事業所は、円滑な療養生活を継続していただくため、他の医療機関や関係者と連携を図ることを目的に開発された、医療介護専門のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション(通称MCS)」を利用しています。

※システム提供機関：エンブレース株式会社

○特長

- ・医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。
- ・災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されています。

○インターネットでの情報共有

利用者情報はインターネットを介して共有され、IDとパスワードを入力しないとアクセスできないセキュリティが厳重に管理されたサーバー内に保管されます。クラウドシステムを利用して保管されるため、医療介護関係者の持つ端末には個人情報はありません。この情報を共有されるものは、利用者にかかわる関係者に限定され、それ以外の人間が情報を知り得ることはありません。

○使用にあたっての条件

個人情報の提供は、前述した目的の範囲内で必要な内容のみとし、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	
①	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いにつとめるものとします。
②	事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
③	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
④	事業者、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	
①	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
②	事業者、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
③	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

14. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業者窓口	管理者	麦倉 智子
	電話番号	028-680-5874

(2) 公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

宇都宮市高齢福祉課 介護保険相談窓口	所在地	宇都宮市旭1丁目1-5
	電話番号	028-632-2906
	対応時間	9:00~17:00
栃木県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地	宇都宮市本町3-9
	電話番号	028-643-2220
	対応時間	9:00~17:00

15. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任しています。虐待防止に関する責任者（管理者 麦倉 智子）
- ② 苦情解決のための体制を整備しています。
- ③ 研修等を通じて、従業員の事件意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に家族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 身体拘束の禁止

訪問看護等の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとします。

- ① 事業者はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急・やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- ② 事業者は身体拘束等の適正化を図るために以下の対策を講じます。
 - 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
 - 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 3 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

17. 職員の研修

事業者は職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通りに設け、業務体制を整備しています。

- ① 採用時研修 採用後1か月
- ② 継続研修 年3回～6回
- ③ 虐待防止に関する研修 年1回以上
- ④ 権利擁護に関する研修 年1回以上
- ⑤ 認知症ケアに関する研修 年1回以上
- ⑥ 感染症に関する研修 年1回以上

18. 第三者評価の実施状況

未実施

第2 訪問看護料金表

介護保険での利用料金

【基本料金】（訪問1回につき）

令和6年6月より適用

※1単位＝ 10.42 (6級地)

要 介 護 の 方 の 訪 問	看護師が訪問した場合	単位数	通常1回料金		
			1割	2割	3割
			20分未満	314	328円
	30分未満	471	491円	982円	1,473円
	30分以上1時間未満	823	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上1時間30分未満	1128	1,176円	2,351円	3,526円
理 学 療 法 士 が 訪 問 し た 場 合	単位数	通常1回料金			
		1割	2割	3割	
	20分	294	307円	613円	919円
	40分 (20分×2)	588	613円	1,226円	1,838円
	60分 (20分×0.9)×3	792	826円	1,651円	2,476円

要 支 援 の 方 の 訪 問	看護師が訪問した場合	単位数	通常1回料金		
			1割	2割	3割
			20分未満	303	316円
	30分未満	451	470円	940円	1,410円
	30分以上1時間未満	794	828円	1,655円	2,482円
	1時間以上1時間30分未満	1090	1,136円	2,272円	3,408円
理 学 療 法 士 が 訪 問 し た 場 合	単位数	通常1回料金			
		1割	2割	3割	
	20分	284	296円	592円	888円
	40分 (20分×2)	568	592円	1,184円	1,776円

※要支援の方のリハビリは、ご利用開始の月から12月経過した次の月より5単位の減算となります。

【加算料金】（該当する項目のみ）

	加算の種類	単位数	通常1回料金			
			1割	2割	3割	
要 介 護 ・ 要 支 援	初回加算(Ⅰ) (退院日の初回訪問月1回)	350	365円	730円	1,095円	
	初回加算(Ⅱ) (初回訪問月1回)	300	313円	626円	938円	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ (利用時間単位分)	6	7円	13円	19円	
	看護体制強化加算Ⅰ (要支援は除き、月1回)	550	574円	1,147円	1,720円	
	看護体制強化加算Ⅱ (要支援は除き、月1回)	200	209円	417円	626円	
	緊急時訪問看護加算 (月1回)	600	626円	1,251円	1,876円	
	特別管理加算Ⅰ (月1回)	500	521円	1,042円	1,563円	
	特別管理加算Ⅱ (月1回)	250	261円	521円	782円	
	複数名訪問加算Ⅰ 看護師等	30分未満	254	265円	530円	794円
		30分以上	402	419円	838円	1,257円
	長時間訪問看護加算 (90分以上の訪問)	300	313円	626円	938円	
	退院時共同指導加算	600	626円	1,251円	1,876円	
	看護・介護職員連携強化加算	250	261円	521円	782円	
専門管理加算	250	261円	521円	782円		
口腔連携強化加算	50	53円	105円	157円		
ターミナルケア加算 (要支援の方は除く)	2,000	2,084円	4,168円	6,252円		

【その他の料金】

エンゼルケア	・処置料 ・材料費の料金	訪問に引き続きエンゼルケアを実施の場合 医師診断後エンゼルケアのみ実施の場合	12,000円 20,000円
自費訪問	・保険で対応できない部分 ・訪問看護内容は通常の訪問内容に準じます	訪問30分につき、5,000円	
交通費	実施地域(宇都宮市内)を超えてサービスを提供する場合、実施地域(宇都宮市)を超えた所から1km100円となります。		
キャンセル料	ご利用日の当日キャンセルは、予定されていたサービスのご利用料金(10割)をご負担いただく場合がございます。状況によりましてご相談ください。		

介護保険による訪問看護の料金について

ご利用料は、基本となる「訪問看護費」と、状態や希望に応じた「加算」の合計となります。
介護保険負担割合証に記載の負担割合(1割～3割)に基づき以下の通り算出いたします。

負担額の算出方法	① 1ヶ月のサービス合計単位数×10.42(宇都宮市の地域単価)×1円未満切り捨て ② ①×負担割合(0.9又は0.8又は0.7)×1円未満切り捨て ③ ①－②＝負担額
----------	--

◆初回加算Ⅰ・Ⅱ

下記のいずれかに該当する場合算定される加算です。

- 1, 新規の訪問看護計画書の作成(Ⅰ・Ⅱ)
- 2, 過去2月間利用がなく、改めて計画書を作成し、訪問が再開となった時(Ⅱ)
- 3, 要支援から要介護、またその逆のご状態に変更となった時(Ⅱ)
- 4, 病院、診療等の退院日に初回の訪問看護を行った場合(Ⅰ)

◆サービス提供体制加算Ⅰ

下記条件に適合している事業者として市に届け出、承認された加算です。

- 1, 全ての看護師に対し研修計画を立て実施している
- 2, 利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項の伝達・看護師等の技術を目的とした会議を定期的開催している
- 3, 全ての看護師に対し、健康診断等を定期的実施している
- 4, 勤続7年以上の看護師等の占める割合が30%以上である

◆看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ

下記条件に適合している事業者として市に届け出、承認された加算です。(対象者は要介護の方のみ)

- 1, 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した方の割合が50%以上である(Ⅰ・Ⅱ)
- 2, 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した方の割合が20%以上である(Ⅰ・Ⅱ)
- 3, 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者様がいる(Ⅰ:5人以上 Ⅱ:1人以上)
- 4, 従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上である(Ⅰ・Ⅱ)

◆複数名訪問加算

下記条件により、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者またはその家族の同意を得ている際に1回につき加算ができるというものです。

- 1, 利用者の身体的理由により、一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる

- 2, 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3, その他状況から判断して、1または2に準ずると認められる場合

◆長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者で、所要時間が引き続き1時間30分以上になる時に1回につき加算できるというものです。

◆退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院からの退院時に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、その他従業者と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合や、初回の訪問看護の提供に対する加算です。

◆看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画書の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

◆専門管理加算

緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、計画的な管理を行った場合の加算です。

◆口腔連携強化加算

口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報共有を行った場合の加算です。

◆夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

夜間・早朝の訪問は、所定額に対して、夜間・早朝25%、深夜50%を加算させていただきます。

(夜間:午後6時～午後10時 深夜:午後10時～午前6時 早朝:午前6時～午前8時)

◆介護保険外のサービスについて

介護保険外のサービスは全額自己負担となります。その場合、居宅サービス計画書を作成する際に、居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者様の同意を得ることになります。

(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)

◆交通費が発生する場合

通常の実施地域(宇都宮市内)を越えてサービスを提供する場合の交通費は、公共交通機関利用の場合は実費、社用車を利用した場合は通常の実施地域(宇都宮市)を越えた所から片道1kmあたり100円を請求させていただきます。

医療保険での利用料金

【医療保険での訪問看護を利用できる】

主治医が訪問看護の必要を認めた方

1. 介護保険の対象でない(非該当)方
2. 介護保険対象者のうち、厚生労働大臣が定める疾病や、がん末期、急性増悪期(一時的に頻回の訪問看護が必要な旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合)の方

【基本利用料金】

基本利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(1日につき)			
イ 保健師、助産師、看護師、よる場合(ロを除く。)			
週3回まで	5,550 円	555 円	1,110 円
週4回目以降	6,550 円	655 円	1,310 円
ロ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)	12,850 円	1,285 円	2,570 円
ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550 円	555 円	1,100 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)(1日につき)(同一建物居住者)			
イ 保健師、助産師、看護師、による場合(ロを除く。)			
週3回まで	5,550 円	555 円	1,110 円
週4回目以降	6,550 円	655 円	1,310 円
ロ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)	12,850 円	1,285 円	2,570 円
ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550 円	555 円	1,100 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)			
外泊中の訪問看護	8,500 円	850 円	1,700 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)			
週3日目まで 30分以上	5,550 円	555 円	1,110 円
週3日目まで 30分未満	4,250 円	425 円	850 円
週4日目以降 30分以上	6,550 円	655 円	1,310 円
週4日目以降 30分未満	5,100 円	510 円	1,020 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)			
外泊中の訪問看護	8,500 円	850 円	1,700 円
訪問看護管理療養費(1日につき)			
1 月の初日			
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,830 円	1,283 円	2,566 円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,800 円	980 円	1,960 円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,470 円	847 円	1,694 円
二 イからハまで以外の場合	7,670 円	767 円	1,530 円
2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)			
イ 訪問看護療養費 1	3,000 円	300 円	600 円
夜間・早朝・深夜加算			
夜間(18:00~22:00)	2,100 円	210 円	420 円
早朝(6:00~8:00)	2,100 円	210 円	420 円
深夜(22:00~6:00)	4,200 円	420 円	840 円
長時間訪問看護加算(週1日)			
(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合、別に厚生大臣が定める者にあつては週3回)	5,200 円	520 円	1,040 円
※特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書による訪問			
難病等複数回訪問看護加算			
訪問2回/日	4,500 円	450 円	900 円

訪問3回以上/日	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
複数名訪問看護加算(必要時)				
イ 看護職員が他の看護師と(准看護師を除く)				
1 / 週	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
ロ 看護職員が他の准看護師と	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
ハ 看護職員がその他職員と (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
二 看護職員がその他職員と (別に厚生大臣が定める場合に限る)	3 / 週			
1日1回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
1日2回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
1日3回以上	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
*その他職員:看護師等又は看護補助者				
複数名精神訪問看護加算(必要時)				
イ 看護職員が他の看護師等と(准看護師を除く)				
1日1回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
1日2回	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
1日3回以上	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
ロ 看護職員が他の准看護師と				
1日1回	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
1日2回	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
1日3回以上	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
ハ 看護職員が看護補助者と	1 / 週	3,000 円	300 円	600 円
緊急時訪問看護加算※在宅診療医の指示により訪問月14日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急時訪問看護加算※在宅診療医の指示により訪問月15日以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
乳幼児加算(6歳未満)(1日1回)	1,300 円		260 円	
乳幼児加算(6歳未満・別に厚生労働大臣が定める者)(1日1回)	1,800 円		360 円	

訪問看護管理療養費の加算		1 割負担	2 割負担	3 割負担
ロ 24 時間対応体制加算(月 1 回)	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算Ⅰ(月 1 回) ※厚生労働大臣が定める状態にある者	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ(月 1 回) ※厚生労働大臣が定める状態にある者	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算(特別管理加算の方)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算(退院当日の訪問)	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算(退院当日の長時間訪問:厚生労働大臣の定める者)	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算(月 1 回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護・介護職員連携強化加算(月 1 回)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護ベースアップ評価料(月 1 回)	7,800 円	780 円	1,560 円	2,360 円
訪問看護医療DX情報活用加算(月 1 回)	500 円	50 円	100 円	150 円
特別地域訪問看護加算(ステーションの所在地からご利用者の居宅までの移動が1 時間以上、かつ別に厚生労働大臣が定める地域に所在するご利用者様)				所定額の 100 分の 50 に相当する額

訪問看護情報提供療養費		1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 訪問看護情報提供療養費 1 (別に厚生大臣が定める疾病等の利用者・18 歳未満の小児、 当該市町村等・相談支援事業所・障害児相談支援事業所からの 求めに応じて)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
2 訪問看護情報提供療養費 2 保育所等・幼稚園・小・中・高等学校・義務教育校・中等教育学校				

特別支援学校・高等専門学校・専修学校へ通園又は通学する者 当該学校等からの求めに応じて)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
3 訪問看護情報提供療養費 3 (保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院、 入所する場合。ただし特別な関係を除く。)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費				
1 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
2 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
※死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上実施かつ支援体制について説明 した上で実施した場合・退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)				

【交通費】(保険対象外)

当ステーションから、ご利用者様の居宅までの距離により以下の交通費を訪問の都度いただきます。

なお、ガソリン小売価格が著しい変動が生じた場合は予告の上、料金変更する場合がございます。

ステーションからの距離	片道 8Km 未満	0円
	片道 8km 以上	350円

【その他保険適用外料金】

用 件	料 金
・吸引器レンタル 緊急時使用するため (常時必要と判断された場合はレンタルか購入していただきます ようお願いします。)	1回 1,000円 / 1ヶ月以内
・エンゼルケア	20,000円
・介護用品等の実費・・・オムツ・使い捨て手袋・ガーゼ衛生材料等・お薬 BOX 等	

*なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担が発生します。

*県障害者手帳(1～3級)をお持ちの方は療養費分からの現物給付が実施されています。

それに伴い訪問看護1日毎に250円の自己負担料金と交通費を請求させていただきます。

*その他受給者証等をお持ちの方、労災保険等をお使いの方は、お申し出くださいますようお願いいたします。

医療保険による訪問看護の料金について

- ◆ご利用料は、「訪問看護基本療養費※1」「訪問看護管理療養費※2」、またご状態やご希望に応じた「加算」の合計を、加入されている健康保険の負担割合により算出いたします。

負担額の算出方法	(※1 訪問看護基本療養費 + ※2 訪問看護管理療養費 + 加算) × 負担割合 = 負担額 ※法令により、算出された金額は、10 円未満が四捨五入となります
----------	---

※1: **訪問看護基本療養費** 主治医により交付された訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づいて訪問看護師等が訪問看護を行った場合に発生する費用です。

※2: **訪問看護管理療養費** 安全に訪問看護サービスを提供できる体制が整っており、訪問看護実施に関する計画的な管理を継続して行っている場合に算定できるものです。

- ◆**機能強化型訪問看護療養費 I** より質の高い訪問看護サービスを提供するために以下の条件を満たしている訪問看護ステーションが算定できるものです。

算定条件 ①24 時間 365 日訪問看護を提供できる体制が整っていること

②常勤の看護師が 7 名以上いること

③年間のターミナルケア件数が 20 件以上あること

④重症度の高い患者の受け入れが可能であること

⑤居宅介護支援事業所が併設されていること

⑥地域の医療機関や訪問看護ステーションまた住民等に対する情報提供や相談を行っていること

⑦人材育成のための研修等を実施していること

- ◆**訪問看護ベースアップ評価料 I** 事業者において勤務する看護職員その他医療関係職種の賃金改善を実施している場合の評価料です。

- ◆**専門管理加算** 緩和ケア・褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、該当のケアが必要な利用者に対して計画的な管理を行った場合の加算です。

- ◆**緊急訪問看護加算** 利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合、1 日につき加算されるものです。

- ◆**在宅患者緊急カンファレンス加算** 状態の変化や診療方針の変更に伴い、医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、指導を行った場合に月 2 回を限度とした加算です。

- ◆**看護・介護職員連携強化加算** 訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

- ◆**訪問看護情報提供療養費 I** 利用者の同意の上で、市町村・都道府県や指定特定相談支援事業等、また教育機関に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

第3 訪問看護サービス利用契約書（介護・予防介護・医療保険）

_____様(以下「利用者」と略します)と株式会社らいとケア(以下「事業者」と略します)は、らいとケア鶴田訪問看護ステーション(以下「事業所」と略します)が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、利用者、若しくはその家族等の同意の下、主治医が発行する訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成および変更等)

- 1 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 居宅介護支援事業者による居宅サービス計画(または介護予防サービス計画)が作成されている利用者は、その内容に沿って作成します。
- 3 「訪問看護計画書」の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得て、交付します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、「訪問看護計画書」の変更を行います。
 - (1) 訪問看護利用者の心身の状況、環境の変化等により、サービスの内容や提供方法等を変更する必要がある場合
 - (2) 居宅サービス計画(または介護予防サービス計画)が作成されている利用者の計画書の変更にあたっては、当該変更が、居宅サービス計画(または介護予防サービス計画)の範囲内で可能である場合
 - (3) 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 事業者は、利用者が居宅サービス計画(または介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、「訪問看護記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにします。
- 2 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録を作成した後、その完結の日から2年間はこれを適正に保存し、利用

者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとの料金表に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し7日以上予告期間をもってこの契約を解約することができます。

第7条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続する事が困難となった場合は、この契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画(または介護予防サービス計画)を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により利用者、又は家族等から事前に契約更新しない旨の申し出があり、主治医が発行する訪問看護指示書の有効期限が満了した場合
- 2 第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 3 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- 4 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (1) 主治医により訪問看護が必要ないと判断されたとき
 - (2) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき
 - (3) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定されたとき
 - (4) 利用者が死亡したとき

第9条(損害賠償)

事業者はサービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を当事業所加入保険により賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、あらかじめ利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第11条(苦情対応)

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、居宅介護支援事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として、不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者らいとケアは、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法と関係法令に従い双方誠意を持って協議し定めます。

第13条(合意管轄)

この契約に起因する紛争の訴えは、らいとケア本社の住所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

私は、訪問看護サービス(介護・予防介護・医療保険)の提供開始にあたり、利用者及びそのご家族等に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 栃木県宇都宮市鶴田町 231-20
名 称 株式会社らいとケア
代表取締役 小口 忠史 ⑩
説 明 者 麦倉 智子 ⑩

私は契約書及び本書面により、上記の説明者から訪問看護サービスについて重要な説明を受けました。個人情報の取り扱いについても十分理解し、同意の上、らいとケアの訪問看護サービスを利用します。

令和 年 月 日

<お客様>

氏 名 ⑩

< ご家族代表 代理人 立会人 > (いずれかにチェックをつけてください)

氏 名 ⑩

お客様との関係・続柄

代筆理由

24時間緊急時対応体制の契約

24時間緊急時対応体制の契約を行ないます

はい ・ いいえ

〔加算名〕 ・介護保険でご契約の場合 「緊急時訪問看護加算」
・医療保険でご契約の場合 「24時間対応体制加算」

個人情報の使用同意欄

私(利用者)、及びその家族の個人情報について、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 〔使用目的〕
1. 居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、事業者との連絡調整等において個人情報が必要な場合。
 2. 訪問看護サービスを安全、適切に遂行するための医師・医療機関との連携において、情報提供をするために個人情報が必要な場合。

〔使用期間〕 契約締結日から契約終了日までの間

- 〔使用条件〕
1. 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 2. 個人情報を使用した会議等を行った場合、出席者と個人情報利用の内容等の経過を記録すること。

令和 年 月 日

(利用者) 氏名 (印)

(署名代行者) 氏名 (印 (続柄))

(ご家族) 氏名 (印 (続柄))

みなさまとのふれあいが 未来の看護師を育てます

看護学生の実習にご協力ください



看護学生は実習で、患者さんの不安や苦痛や回復の力などを知り、学内で勉強した知識や技術をもとに実践力を伸ばします。

看護学実習の3つの約束



患者さんの
権利を守ります。

実習にあたっては患者さんの権利を保障し、事前に十分な説明を行い、ご協力の同意を得た上で実施します。



患者さんの
安全を守ります。

実習にあたっては事前の準備はもちろん、実施可能なレベルまで看護技術を習得してから臨みます。



患者さんの
個人情報を守ります。

プライバシーの保護を最優先として、実習で知り得た患者さんに関する情報を他者に漏らすようなことはありません。

訪問看護師・看護学生養成実習 実習生同行同意書

らいとケア鶴田は、毎年度いくつかの養成施設の実習協力施設として指定を受けております。実習生受入期間には、訪問看護師等に実習生が同行訪問させていただきますので、皆様にはご理解の上、ご協力いただけましたら幸いです。

尚、ご都合が悪い場合にはご遠慮なく担当へお伝え下さい。また訪問調整等で急なお願いもあるかと存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

以下の点に留意し、実習生同行に臨みます。

1. 実習生の同行は、予めご連絡いたします。
2. 実習生が看護援助を行う場合、安全性確保を最優先とし、事前に担当看護師が助言・指導を行なった上で臨ませます。
3. 同行訪問にて知り得た利用者様・ご家族に関する情報について、他者に漏らすことのないようにプライバシーの保護を厳守することを実習生へ指導し、また、養成施設へも指導いたします。

同意の確認

実習生同行に 同意します ・ 同意できません